

農村振興総合整備実施計画費（継続）

【307（342）百万円】

対策のポイント

農村地域の総合的な振興に関する各種事業の実施計画策定費を補助することで、事業の効率的かつ円滑な推進を目指します。

（背景）

食料・農業・農村基本法第34条に基づく農村振興に係る国の役割を踏まえ、農村地域の総合的な振興に関する施策を、地域住民をはじめ多様な主体の参画のもと、多様なニーズへの対応や関係府省との連携を図りつつ計画的に推進することが必要となっています。

政策目標

優良農地の減少傾向に歯止めをかける

407.5万ha（17年度） 405万ha（21年度）

<内容>

農村振興のマスタープランとして作成される農村振興基本計画に即して、農村地域の高齢者福祉、環境保全等多様なニーズに対応した整備を総合的に実施する農村振興総合整備事業、中山間地域の特性に応じ農業生産基盤の整備と一体的に農村の生活環境の整備を実施する中山間地域総合整備事業及び農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施するなかで個性的な魅力ある村づくりを推進する村づくり交付金の各事業について、実施計画策定費を補助し、これら事業の円滑な推進を目指します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村等
2. 補助率 1 / 2
3. 事業実施期間 平成13年度～

[担当課：農村振興局企画部事業計画課（03 - 3501 - 3748（直））]